

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 長瀬町

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっており、現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

###### 【回答】

国民健康保険事業は、国保税と県支出金等で運営されており、独立採算制が原則となっております。この事業を安定して運営していくには、被保険者の皆さんにも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

医療費は、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、今後も増大していくことが予想されております。国保税を確保し、国民皆保険を支える国民健康保険の安定化を図ることは重要なことと考えております。

また、納税困難な方に対し、随時の納税相談等により、短期保険証の交付をするなどの対応をしております。

###### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

###### 【回答】

国民健康保険税は、国保財源の根幹であり、これを確保して国保運営の安定化を図ることは重要です。保険税率については、県の方針と被保険者の実態とのバランスを考慮し、慎重に検討を重ね、決定してまいります。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

**【回答】**

一般会計からの法定外繰入を行うことは、国民健康保険に加入していない方の税を充当することから町民全体の負担の公平性を鑑みると難しいものと考えております。厳しい財政状況の中で町全体、全町民の住民福祉の向上に貢献する対応を行ってまいります。

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

**【回答】**

第3期国保運営方針の骨子のとおり、保険税水準の統一を進める上で段階的に準備を進めるとともに、地域医療提供体制が早急に整備できるよう県に要望していきたいと考えております。

④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

**【回答】**

国保税の申請減免に係る減免基準につきましては、国保法第77条の規定に基づき、各自治体が独自の条例で定めております。当町においては、長瀬町国民健康保険税条例第26条で定めておりますが、条文に明記されていない事案につきましては、「その他特別の事情により、減免の必要がある」と町長が認める世帯が減免措置の対象となります。18歳までの子どもの均等割をなくすことについては現在のところ変更は考えておりませんが、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】**

国民健康保険税は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能負担と、受益に応じて等しく賦課される応益負担から構成されております。その中で低所得世帯に対しては応益負担の軽減措置が講じられております。国民健康保険税は国保財源の根幹であり、これを確保して、国民健康保険の安定化を図ることが重要です。医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により今後も増大していくことが予想されておりますので、国保運営に与える影響等を考慮しながら、保険税率につきましては慎重に検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】**

子どもの均等割負担については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において未就学児の均等割保険税の軽減措置を導入しております。子どもの均等割負担の廃止につきましては現在のところ変更は考えておりませんが、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの法定外繰入は現在おこなっておりません。町の国保運営につきましては運営主体の埼玉県の方針や国民健康保険運営協議会などで安定した国保運営が行えるよう検討してまいります。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

基金は、制度変更等などによって被保険者に過重な影響が起こる場合など不測の事態に対応できるよう備えております。被保険者全体の利益にかなうよう、国保の運営主体である埼玉県の方針や、国民健康保険運営協議会などで基金の運用について検討し、安定した国保運営が行えるよう検討してまいります。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

すべての被保険者が保険証がなく医療を受けられないということが無いよう、保険証を交付しております。納税条件につきましては、国保事業の安定した運営を行っていく上で国保税は大切な財源となっております。すべての被保険者が安心して医療を受けられるためにも、今後も国民健康保険税の納付について理解を得られるよう納税相談など随時に行ってまいります。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

現在、保険証の窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在、資格証明書の発行世帯はありません。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】

マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」については利用することで通院等が便利になり、保険が変わってもそのまま健康保険証としてずっと使える、薬や特定健診の情報

が確認できるなど、いつこの病院でどんな薬を処方されたか分からなくなってしまっても確認できるメリットがあります。しかし施設入所者や高齢者の方にとって「マイナ保険証」の管理や利用は困難であることも確かです。誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険を未来につないでいけるよう「マイナ保険証」を持たない人への支援については、不利益が生じることはないよう国の動向をみながら努めて参ります。

- ② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

**【回答】**

当町では「短期保険証」は1か月から交付しています。その間、保険税の滞納者との接触に努め、分割納付等の相談に応じていただくことで、短期保険証を交付しており、保険証の期間については、個々の状況に応じて設定させていただいております。

- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

国保税の申請減免に係る減免基準につきましては、国保法第77条の規定に基づき、各自治体が独自の条例で定めております。当町においては、長瀬町国民健康保険税条例第26条で定めておりますが、今回のように条文に明記されていない事案につきましては、「その他特別の事情により、減免の必要がある」と町長が認める世帯が減免措置の対象となってまいりますので、世帯の状況をしっかりと調査したうえで、適切に対応したいと考えております。

- (7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

**生活保護基準以下の生活を強いることのないように、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充につきまして、他市町村の動向も踏まえ検討して参りたいと考えております。**

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

**申請者の負担が少なく、利用しやすい申請書の改善に今後も努めてまいります。**

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

**窓口負担の軽減制度(国保法44条)につきましては医療機関の現状等も鑑み、申請者が利用しやすいよう制度の充実に努めてまいります。**

- (8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】**

経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もいらっしゃいますので、そのような方につきましては、随時、納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、無理

のない額で分納が行えるよう配慮しております。

また納付額に応じた短期保険証の交付も行っております。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】**

滞納処分を執行するにあたっては、法令を遵守し個々の滞納者の資力や財産、生活状況等を把握するための実態調査を行います。給与等を差押えをする場合は法令を遵守したうえで行いますので、給与等の全額を差押えをすることはございません。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等に充てられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

売掛金は、運転資金・仕入代金・従業員給与等の事業を継続するために必要な資金であり、差押えをするには法令を遵守したうえで実施することとなりますので、一方的に差押えをすることはありません。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

滞納者の中には、経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もおられますので、そのような方につきましては、随時、納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、当事者の生活実態に配慮して無理のない額で分納が行えるよう納税計画を作成しております。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

**傷病手当金の支給については国の動向や他市町村の状況等も見ながら慎重に検討し、財政支援につきましては今後も安定した国保運営が行えるよう国・県へ要望してまいります。**

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

**【回答】**

**傷病手当金や傷病見舞金恒常的な施策としての条例改正は、国の動向を踏まえながら検討してまいります。また傷病見舞金制度についても安定した国保運営を行っていく中で検討してまいります。**

**(10) 国保運営協議会について**

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**

現在、被保険者代表2名、医療関係者代表2名、公益代表2名の計6名で公正な国民健康保険運営協議会の運営を実施しております。協議会の委員につきましては公正な国保事業の運営が行っていけるよう公募制導入につきまして検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

被保険者代表2名の方には協議会の中で町民としての意見も活発にいただいております。定期的な会議の開催だけでなく、問題や課題に対して臨時的に開催し、委員の方々に十分協議していただいております。また開催方法等につきましては他市町村の動向なども参考に検討したいと考えております。

**(11) 保健予防事業について**

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

**【回答】**

特定健診は無料で受診できます。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】**

特定健診の集団健診と肺がん検診、歯科健診、肝炎ウイルス検査を同時に実施しています。

- ③ 2023年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】**

過去5年間の受診状況に応じてタイプを振り分け、タイプ別に内容を変えた勧奨ハガキを送付して受診勧奨を強化します。年2回の勧奨を予定しています。（9月・11月）

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】**

引き続き、個人情報の管理には十分に留意します。

**(12) 財政調整基金について**

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立ててきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

- ① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

**【回答】**

令和4年度末の財政調整基金現在高は、5億6,540万6千円となります。

- ② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

**【回答】**

長瀬町では一般会計からの法定外繰入は行っておらず、国保税引き下げのための財政調整基金の活用は考えておりません。

**2. 後期高齢者医療について**

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

**【回答】**

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれます。窓口負担2割は、現役世代の負担(支援金)が今後も拡大していく見込みとなる中で負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。また窓口負担2割となる方には配慮措置を設けるなどの制度がありますので、活用し、後期高齢者医療加入者が大きな負担とならないよう制度の周知も図って参ります。

- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

**【回答】**

今後、後期高齢者の増加により医療費の増加が見込まれるなかで、安定した運営をおこなっていく為にも独自の軽減措置は難しいと思われまます。後期高齢者医療加入者が大きな負担とならないよう軽減措置については県などへの要望を検討してまいります。

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】**

健診や高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を通じ、高齢者への見守り、健康状態の把握に努め、適切に支援してまいります。

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**

後期高齢者の健康増進事業については、健康増進に関する施策や、介護予防事業など他機関とも連携をとりながら進めています。また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施として、高齢者の通いの場に医療専門職等を派遣しています。今後も事業を継続し、拡充していけるよう努めます。

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

**【回答】**

特定健診、肺がん検診、歯科健診については無料で実施しています。

他の健診については、無料化の予定はありません。

- (6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

**【回答】**

他市町村の動向を勘案し、必要があれば関係機関へ要請してまいります。

**3. 地域の医療提供体制について**

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】**

秩父地域保健医療・地域医療構想協議会やちちぶ医療協議会等の秩父地域の医療対策について話し合う会議等に参加しながら、要望をしていきます。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】**

秩父地域保健医療・地域医療構想協議会やちちぶ医療協議会等の場で協議してまいります。

**4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために**

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】**

通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策及び新型コロナウイルスワクチン接種事務等を実施しているため、人員が不足している状況が続いています。そのため、会計年度任用職員の採用等により、人員を確保しています。

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

**【回答】**

必要に応じて、保健所及び保健所管内市町との会議等の場で協議します。

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、現時点では、社会的検査を実施する予定はありません。

- (4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、PCR検査費用の公費負担は終了しました。現時点では、PCR検査費用に係る自己負担分に対する助成等を実施する予定はありません。



## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

#### 【回答】

介護保険制度は、高齢者の生活に欠かせないもので社会情勢に対応しながら定期的に見直し、改正が行われ持続可能性が高められております。次期の介護保険制度については、現在、社会保障審議会介護保険部会において審議されているところです。今後どのような審議がなされるか注視してまいります。必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、県・国に対しては、他市町村の動向を勘案し、必要があれば要請してまいります。

### 2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

#### 【回答】

介護予防事業を引き続き実施するとともに保険給付の適性化を図り、次期改定にあたっては介護保険給付費支払基金の状況も踏まえ、介護保険料の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

#### 【回答】

介護保険料の減免につきましては、町の条例に基づき実施しております。納付が困難な方には、随時、相談を実施しております。また、状況によっては生活保護制度などの相談も受けられるよう庁内連携をとっております。免除制度の拡充につきましては、他市町村の動向も踏まえ検討してまいります。

### 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

#### 【回答】

法令に基づき、1か月の自己負担額の上限額を超える場合は、高額介護サービス費等を支給しております。また、住民税非課税世帯に属する方が、在宅サービスを利用した場合に、利用料の一部助成を実施しております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】**

特定入所者介護サービス費（補足給付）については、被保険者の所得に応じて区分され、所得に応じた応分な負担をしていただいていることから、利用抑制にはなっていないと認識しております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

**【回答】**

町独自の助成制度につきましては、他市町村の動向も踏まえ、必要があれば検討してまいります。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】**

町では、高齢者施設との連携を密にとっております。今後、経営が悪化する介護事業所が出た場合には、融資等の活用に関する情報提供を行うなど、経営の安定化が図れるよう協力してまいります。なお、今年度は感染症対策に係る経費に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている介護事業所の負担を軽減するため、補助金交付を予定しております。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】**

国及び県からマスク、手袋や消毒液の配布が数回行われております。事業所からの要望等があれば、必要に応じて、県にマスクや、衛生薬剤の配布を要望したいと考えております。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、国の方針に基づき進めております。引き続き、従業者や入所・通所サービスなどの利用者の接種率向上のため、関係機関と連携して取り組んでまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答】**

現在の整備状況と今後のサービスの需要等を勘案しながら、サービスの基盤整備を検討してまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

生活様式が多様化している中で、高齢者やその家族等が身近なところで相談ができ、各種保険・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターのさらなる機能充実を図ってまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護従事者の離職、確保と定着については全国的な課題となっております。必要な対策や支援が行えるよう検討してまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ヤングケアラーについては、保育園、認定こども園、各学校、教育委員会、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、その把握や対応を行っています。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

交付金については、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に有効に活用しております。介護や支援が必要となった方がその人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう、県・国に対しては、他市町村の動向を勘案し、必要があれば要請してまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

他市町村の動向を勘案し、必要があれば要請してまいります。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

**【回答】**

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心安全に暮らすことのできるまちを目指し、計画策定に向けたニーズ調査を実施し、調査結果や意見・要望等を踏まえた計画を年度末までに策定する予定であります。

**2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

**【回答】**

現在、緊急時の相談・受入れ・対応等の機能を有する地域生活支援拠点として、秩父圏域1市4町と障害者関連団体、関係機関で構成する秩父地域自立支援協議会において設置に向けて協議を進めているところです。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】**

秩父圏域1市4町で共同して協議してまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

**【回答】**

町内には入所施設等はありませんが、在住する障害者の人数は把握しています。グループホームにつきましては、障がい福祉計画において、民間事業者の参入を促進するとともに近隣市町と連携して広域的な設置に努めることとしておりますので、この方針により進めてまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

老障介護家庭につきましては、普段からの見守りが必要であると考えております。民生委員、地元の行政区、障がい福祉サービス事業者、介護保険事業者、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら見守りをしていくとともに、必要に応じて、各種サービス利用に繋げていけるように努めてまいります。

**3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

**【回答】**

他市町村の動向も踏まえ、必要に応じて国や県へ要望してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療助成制度は、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにすることで福祉の増進を図ることを目的としていますが、増え続ける公費負担を考えると一定以上の所得がある方については応分の負担をお願いすることもやむを得ないと考えます。また、現在、町では県が示す所得制限を導入しており、町独自で年齢制限や一部負担金等の撤廃を行う予定は現在ございません。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

当町では、2級まで福祉医療制度の拡充をすると財源の措置が厳しくなるとの県の見解から、拡充については慎重にならざるを得ません。今後の近隣市町村の状況や県の方針に基づいて、必要があれば検討する考えであります。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

様々な障害で大変な思いをされている方、さらに二次障害によって日々の生活に苦難がある方の不安や悩みに寄り添い、解決に向けた適切な支援が行えるよう、関係機関と連携してまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

- (1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施しています。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

登録利用者1名当たりの利用時間の上限を年間150時間としておりますが、不足している利用者がおらず、また、利用時間を引き上げて欲しい旨の要望等もないことから、現在のところ拡充する予定はありません。

- ③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。  
移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

**【回答】**

近隣市町村等の状況を考慮し、必要があれば検討する考えでおります。

**(2) 福祉タクシー事業**

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】**

配布枚数は変わりませんが、1回の乗車で使用できる枚数が初乗り料金の2倍以上の場合は2枚まで使用可能となりました。100円券につきましては、関係機関等と連携を取りながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

対象者は、身体障害者手帳又は療育手帳の所持者としています。現在のところ、対象者を拡充する予定はありません。

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

機会をみて県に要望してまいります。

**6. 災害対策の対応を工夫してください。**

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】**

名簿の掲載対象となる方は、要介護認定3～5の方等の要件を定めておりますが、本人が希望する場合には掲載することができるようになっております。

また、掲載者の避難経路および避難場所のバリアフリーにつきましては、今後個別計画を策定する際に随時確認してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

福祉避難所を整備につきましては、福祉避難所として利用できる施設の管理者等と連携し、引き続き取り組んで参ります。

また、福祉避難所への避難者の直接受入れにつきましては、施設管理者等との連携および調整を進めるほか、要配慮者の個々の状況を考慮しながら検討してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

災害発生時に救援物資等を配布する場合は、在宅避難や車中避難をされている方にも情報が行き届くよう、様々な手段での情報発信に努めてまいります。また、配布場所までの移動が困難な方にも物資が行き届くよう、臨機応変に対応してまいります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

現状では、民間団体への要支援者名簿の提供は想定しておりませんが、在宅避難をされている要支援者への支援の実効性確保等を踏まえ、今後検討してまいります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**

自然災害と感染症対策ではそれぞれ専門的な知識が必要になるほか、職員定数の関係上、新たな部署を設置することは難しく、それぞれの担当課にて対応しております。

日頃から、災害発生時の感染症対策等について情報共有を行っておりますので、今後も引き続き協働して、災害対応および感染症対策に取り組んでまいります。

**7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】**

障害者施設に対し、要望があれば必要な物品を提供できるよう検討してまいります。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

**【回答】**

適切に対応できるよう関係機関と協議し、周知してまいります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、希望者への接種は順調に進んでいると考えています。引き続き、障害者の方を含めた接種対象者への接種率向上のため、関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、接種場所は、秩父郡市内の集団接種会場又は医療機関を選択することができます。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続

をしてください。

**【回答】**

国・県等の動向を見ながら、事業所と密に連絡を取り、適切な支援及び情報提供を行ってまいります。

**8. 難病の就労を進めてください。**

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

**【回答】**

当町では、難病患者の雇用はしておりません。現在、1名の障害者を会計年度任用職員として雇用しております。

これは、障害者雇用促進法に基づき、法的雇用率を達成するための取組を進めてきた結果であるため、今後は手帳の所持の有無だけでなく、広く募集をかけてまいります。

**4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について**

**【保 育】**

**1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。**

**(1) 待機児童の実態を教えてください。**

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】**

潜在的な待機児童も含め、認可保育所に入れないう待機児童はいません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**

定員の弾力化（受け入れ児童の増員）は、定員の120%を超えない範囲で受け入れており、



最大で156人（26人増）は受け入れ可能となります。ただし、所要保育士の人員を確保しつつ調整しておりますので、年齢別は確定できません。

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**

現在、町内においては待機児童はいません。また、町内にある2か所の保育所と1か所の認定こども園（いずれも私立）で需要と供給のバランスも取れているものと考えておりますので、現在のところ、保育所を新設・増設する予定はありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

入所希望者はみなさん入所しています。今後も現状のとおり進めてまいります。また、町独自で補助金を支給しており、引き続き実施していきます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

町内に認可外保育施設はありません。

**2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

**【回答】**

保育所等（保育所2園、認定こども園1園。いずれも私立。）では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も、感染症対策に細心の注意を払いながら運営しています。町では、園児等が新型コロナウイルス感染症に感染した際にも、保育等を継続的に提供していくために必要な経費を賄うため、保育所等に補助金を交付する予算を確保しているところです。保育所等において、必要に応じてこれらの補助金を活用いただき、引き続き、子どもの安心・安全を守るため、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

また、従来から保育所等において、子どもやその保護者に支援が必要と感じた場合には町に報告をいただき、町において、必要な措置を講じる体制を整えております。引き続き、保育所等と連携を密にし、子どもや保護者ひとり一人にきめ細やかな支援ができるよう努めてまいります。

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

**【回答】**

待機児童がいない状況にあっても保育士の確保は大事なことであり、全国的な課題であると認識しています。国、県と連携して、保育士の確保策に取り組んでまいります。

**4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

**【回答】**

0歳～2歳児の保育料は、非課税世帯は無料とする等、国基準額と比較して引き下げていることに加え、保育料が高額である多子世帯（3人以上）の第3子以降は無料としています。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

**【回答】**

給食食材費（副食費）の実費徴収は、低所得世帯（年収360万円未満相当）については免除しています。

**5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】**

町内に認可外保育施設はありません。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

**【回答】**

保育に格差が生じないよう、引き続き必要な支援等を実施します。

**【学 童】**

**6. 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

学童保育の待機児童はいません。また、全ての支援単位で「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」となっています。

**7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

放課後児童支援員等処遇改善等事業については、18時30分以降に開所している放課後児童クラブがないことから実施しておりません。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業についても実施しておりませんが、公営の放課後児童クラブにおいては、会計年度任用職員として他職種の職員と均衡を図りながら処遇の改善を図っています。民営の放課後児童クラブにおいては、運営法人に対して事業の周知を行ってまいります。

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

機会をみて県に要請します。

**【子ども・子育て支援について】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。**

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

**【回答】**

長瀬町では子ども医療費助成制度は埼玉県内の医療機関は原則全て現物給付となっております。今後も引きつづき継続してまいります。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

**【回答】**

長瀬町では子ども医療費助成制度は18歳に達する日の以後最初の3月31日までとなって

おり高校生につきましては対象となっております。対象年齢の拡充については慎重に検討してまいります。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

**【回答】**

財政支援と制度の拡充について国に対しては機会をみて要請してまいります。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

**【回答】**

長瀬町ではこども医療費助成制度は18歳に達する日の以後最初の3月31日までとなっております。引き続き継続して参ります。また、県に対しては機会をみて要請してまいります。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

**【回答】**

こども医療費助成制度は保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上を図るための制度です。全ての子どもたちが必要なときに適切な医療が受けられるよう、今後も引き続き継続して参ります。また国・県に対しては機会をみて要請してまいります。

**10. 子育て支援を拡大してください。**

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

**【回答】**

子どもの均等割負担については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において未就学児の均等割保険料の軽減措置を導入しております。子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援につきましては現在のところ変更は考えておりませんが、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

**【回答】**

地元農産物は、時期に応じて積極的に活用しております。また、給食費については、令和5年度より無償化しております。

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。**

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者

の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**

町では生活保護の相談及び申請書の進達事務等を行っており、生活保護の認定等の事務については、埼玉県秩父福祉事務所が行っております。今回いただきました要望につきましては福祉事務所に伝えるとともに、引き続き申請者に応じた対応がとれるよう連携を図ってまいります。

**2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。**

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

**【回答】**

「扶養照会」事務は福祉事務所が行っておりますのでご要望をお伝えいたします。引き続き申請者に応じた対応がとれるよう連携を図ってまいります。

**3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。**

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

**【回答】**

埼玉県秩父福祉事務所と連携をとりながら、申請者に応じた対応が取れるよう努めてまいります。

**4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

**【回答】**

「保護決定・変更通知書」は県にて作成・交付しておりますが、不明な点等については相

談を受け付けております。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

埼玉県秩父福祉事務所と連携をとりながら、申請者に応じた対応が取れるよう努めてまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

埼玉県秩父福祉事務所と連携をとりながら、申請者に応じた対応が取れるよう努めてまいります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

国に対しては機会をみて要望してまいります。

町独自の支援については、他市町村の動向を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

町では、各部署が連携して生活困窮者への対応を行っております。引き続き、各部署と連携して地域の生活困窮者の状況を把握し、適切な対応を図ってまいります。